

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1 - 303
許認可等の種類	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第14条第1項及び同条第4項			
許認可等の概要	埋立の免許を受けた者が測量、工事のため他人の土地に立入又は一時使用する許可 埋立の免許を受けようとする者の同上の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)公有水面埋立法第14条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者埋立ニ関スル測量又ハ工事ノ為必要アルトキハ都道府県知事 ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得 前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ為サントスル者ハ其ノ日時及場所ヲ少クモ五日前 ニ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ 市町村長前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨土地ノ占用者ニ通知スヘシ 通知スルコト能ハサルトキハ告示スヘシ 前三項ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ関シ之ヲ準用ス			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)			
期間の制定根拠	—			